

## 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領（平成16年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（名簿登載の申込み）</p> <p>第4条 評価機関に所属する者については、評価機関からの所属評価者名簿（様式第1号）の提出をもって、評価者名簿に登載するものとする。</p> <p>2 評価機関に所属しない者にあつては、名簿登載の申込みは、申請書（様式第2号）にて行う。</p> <p>3 第1項及び第2項の場合においては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）前条第1号に規定する研修を修了した者については、当該研修を修了したことを証する書類</p> <p>（2）前条第1号に規定する研修以外の研修を修了した者については、研修カリキュラム等の研修の概要が確認できる資料（以下、「研修カリキュラム概要確認資料」という。）及び当該研修を修了したことを証する書類。ただし、他都道府県推進組織の行う研修を修了した場合にあつては、研修カリキュラム概要確認資料の提出を要しない。</p> <p>（名簿登載）</p> <p>第5条 県は、前条第1項に基づく所属評価者名簿及び第2項に基づく申請書を受領したときは、その内容について審査の上、名簿登載の是非を決定する。</p> <p>2 県は、前項の規定に基づき、名簿登載の是非について決定したときは、評価機関又は申請者に対し、その旨を通知する。</p> <p>（継続研修の受講）</p> <p>第6条 第2条第1号の評価区分で作成した名簿に登載された者で、次に掲げる研修を3年間に2回以上修了した者は、引き続き名簿に登載することができる。</p> <p>（1）第2条第1号の評価区分で県が、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領に基づき指定する評価調査者継続研修</p> <p>（2）県が前号に相当すると認める研修</p> <p>（名簿の更新申込）</p> <p>第7条 評価機関に所属する評価調査者にあつては、評価機関が毎年3月31日までに県に提出する所属評価者名簿（様式第1号）に掲載することにより、引き続き名簿に登載する。ただし、第8条第1項に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>2 第2条第1号の評価区分の評価機関に所属しない評</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（名簿登載の申込み）</p> <p>第4条 名簿登載の申込みは、申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行う。</p> <p>（1）前条第1号に規定する研修を修了した者については、当該研修を修了したことを証する書類</p> <p>（2）前条第1号に規定する研修以外の研修を修了した者については、研修カリキュラム等当該研修の概要がわかる資料及び当該研修を修了したことを証する書類</p> <p>（名簿登載）</p> <p>第5条 県は、前条に基づく申請書を受領したときは、その内容について審査の上、名簿登載の是非を決定する。</p> <p>2 県は、前項の規定に基づき、名簿登載の是非について決定したときは、申請者に対し、その旨並びに第2条第1号の評価区分で作成した名簿への登載を決定した場合にあつては名簿登載日及び名簿登載期間の満了日を通知する。</p> <p>3 第2条第1号の評価区分で作成した名簿への登載期間は、3年間とする。</p> <p>（名簿の更新要件）</p> <p>第6条 第2条第1号の評価区分で作成した名簿に登載された者で、次に掲げる研修を2回以上修了した者は、名簿登載期間の満了後も引き続き名簿に登載することができる。</p> <p>（1）第2条第1号の評価区分で県が、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領に基づき指定する評価調査者継続研修</p> <p>（2）県が前号に相当すると認める研修</p> <p>（名簿の更新申込み）</p> <p>第7条 名簿の更新申込みについては、申請書（様式第3号）に、第5条第3項の名簿登載期間が満了する日の1月前までに次に掲げる書類を添付して行う。</p> <p>（1）前条第1号に規定する研修を修了した者については、名簿登載期間のうち、当該研修を2回以上修了したことを証する書類</p> <p>（2）前条第2号に規定する研修を修了した者については、名簿登載期間のうち、研修カリキュラム等当該研修の概要がわかる資料及び当該研修を2回修了したことを証する書類</p>

価調査者については、前条に規定する研修を修了した者は引き続き名簿に登録する。

- 3 第2項において、前条第1項第2号に規定する研修を修了した者の取扱いについては、第4条第3項第2号に準ずる。

#### 削除

(名簿からの削除)

第8条 県は、名簿に登録した評価調査者が、次に掲げる各号に該当する場合には、名簿から削除する。

- (1) 削除申請書(様式第3号)により、削除の申し出があった場合  
(2) 第2条第1項の評価区分で、第6条に定める要件を確認できなかった場合  
(3) 評価機関に所属する評価調査者にあつては、評価機関が提出する所属評価者名簿から削除された場合  
(4) その他県が適宜行う調査により、評価調査者として相応しくないと判断された場合

- 2 県は、前項の規定に基づき評価調査者を名簿から削除したときは、評価機関に所属する評価調査者にあつては評価機関に、評価機関に所属しない評価調査者にあつては当該評価調査者に対し、その旨を通知する。

(研修受講歴等の確認)

第9条 県は、名簿の適正な管理を目的として、適宜、評価調査者の研修受講歴等について調査を行う。

- 2 評価調査者は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、名簿登録を行うに当たり必要な事項は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の審議を経て、県が決定する。

#### 附 則

この改正は、令和5年3月27日から施行する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。  
2 改正前の第5条の規定により名簿に登録された者のうち、第2条第1号の評価区分で作成された名簿に登録された者にあつては、改正後の第8条の規定にかかわらず、改正前の登録期間が有効なものとする。  
3 改正前の第5条の規定により名簿に登録された者のうち、第2条第2号の評価区分で作成された名簿に登録された者にあつては、改正前の例による。

(様式第1号)

別紙のとおり

(様式第2号)

略

(名簿の更新決定)

第8条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、その内容について審査の上、名簿更新の是非を決定する。

- 2 県は、前項の規定に基づき、名簿更新の是非について決定したときは、申請者に対し、その旨並びに名簿更新を行う場合にあっては名簿登録日及び名簿登録期間の満了日を通知する。

(名簿からの削除)

第9条 県は、名簿に登録した評価調査者が、次に掲げる各号に該当する場合には、名簿から削除する。

- (1) 削除申請書(様式第2号)により、削除の申し出があった場合  
(2) その他県が適宜行う調査により、評価調査者としてふさわしくないと判断された場合

- 2 県は、前項の規定に基づき評価調査者を名簿から削除したときは、当該評価調査者に対し、その旨を通知する。

(研修受講歴等の確認)

第10条 県は、名簿の適正な管理を目的として、適宜、評価調査者の研修受講歴等について調査を行う。

- 2 評価調査者は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、名簿登録を行うに当たり必要な事項は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の審議を経て、県が決定する。

#### 附 則

この改正は、令和5年3月27日から施行する。

(様式第1号)

略

<p>(様式第3号)</p> <p>略</p> <p>削除</p>	<p>(様式第2号)</p> <p>略</p> <p>(様式第3号)</p> <p>略</p>
-----------------------------------	-------------------------------------------------